

経済産業大臣 世耕 弘成 様

原子力損害賠償に係る要望書

平成29年8月28日

福島県大熊町長 渡辺 利綱

福島県双葉町長 伊澤 史朗

原子力損害賠償に係る要望書

大熊町・双葉町は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により全町避難を強いられてから、既に6年5か月以上が経過しました。

両町の町民は、住み慣れた「ふるさと」を追われ、今も応急仮設住宅や借り上げ住宅などの住まいで不自由な避難生活を強いられているところです。

大熊町・双葉町では、ふるさとに戻るための復旧・復興に向けた取組みを進めているところですが、避難を余儀なくされた町民は、避難生活の長期化に伴い、将来への展望が描けないことによる不安を抱えております。

そのような状況の中、福島県の応急仮設住宅及び借り上げ住宅の供与期間、並びに東京電力の家賃賠償の対象期間は平成30年3月までとなっているところですが、今後その終期に差が生じる場合、居住形態により町民に格差が生じてしまうおそれがあります。

また、町民の中には、ふるさとに帰還すべく、町内に新たな住まいの確保を求めている方もいるところですが、住居確保損害にかかる賠償の運用上、両町民においては移住に伴う避難先での住まいの確保しか選択出来ない状況となつており、帰還を断念せざるを得ない要因ともなっております。

これらの状況を踏まえ、町民が今後も安心した生活が送れるよう、以下の2点について要望いたします。

記

○避難を強いられている町民の居住形態によって格差が生じないよう、
家賃賠償の対象期間は、応急仮設住宅等の供与期間と合わせること

○住居確保損害にかかる賠償については、帰還を希望する全ての町民についても対象とすること

(本事務取扱)

大熊町役場会津若松出張所 企画調整課 課長 幾橋

電話：0242-26-3844

住所：(会津若松出張所) 福島県会津若松市追手町2-41

(本庁舎) 福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野634

双葉町役場いわき事務所 復興推進課 主幹 網蔵

電話：0246-84-5200

住所：(いわき事務所) 福島県いわき市東田町2丁目19-4

(本庁舎) 福島県双葉郡双葉町大字新山字前沖28